

質 問 票

(令和7年度健康診断分)

事業所名		
健康保険	記号	番号
氏 名		

以下の問診項目についてご回答ください。

「はい」の場合のみ「☒」を記入してください。「いいえ」の場合は、「☐」不要です。

問診項目		回答
服薬	現在、服薬をしていますか（医師の指示で）。	
	a. 血圧を下げる薬	☐ はい
	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	☐ はい
	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	☐ はい
喫煙	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （条件１と２を両方満たす者を指します。） ・条件１：最近１か月間吸っている ・条件２：生涯で６か月間以上吸っている、 又は合計１００本以上吸っている	☐ はい ☐ 以前は吸っていたが、最近１か月間は吸っていない （条件２のみ満たす）
既往歴	これまでに大きな病気や手術の経験はありますか。	☐ はい ↓ ☐ 病名()
自覚症状	本人が自覚する症状はありますか。	☐ はい ↓ ☐ 症状()
他覚症状	医師から言われた症状はありますか。	☐ はい ↓ ☐ 症状()
腹囲	腹囲を記入してください。	cm
採血時間	どちらかに「☑」を記入してください。 <u>※食直後（食後３．５時間未満）の場合は、</u> <u>「☑」不要です。</u>	☐ 食後１０時間以上（空腹時） ☐ 食後３．５時間以上１０時間未満
健診実施機関名		
医師の氏名 <u>※ご不明の場合は、「不明」と記入してください。</u>		

* ご協力いただきありがとうございました *

【定期健康診断結果の提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条において、保険者（協会けんぽ）は事業主に対して健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主は、保険者に対して健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありません。

【健診受診者（従業員）様へ】

この質問票は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により実施が定められている項目で、健診結果に記載されていない項目を補完するためのものです。

ご提供いただきました健診結果の写し等については、健診結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

《ご提供をお願いする健診結果の項目等》（以下の項目に不足がある場合は提供対象となりません。）

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、空腹時中性脂肪（※1）、HDL コレステロール、LDL コレステロール（※2）、空腹時血糖又はHbA1c（NGSP 値）（※3）、肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））、尿検査（尿糖、尿たんぱく）

保険者番号、記号・番号、枝番（被扶養者番号）（※4）、氏名（カナ）、住所、生年月日、性別、健診機関名（コード番号）、健診受診日の基本データ並びに服薬歴、喫煙歴、メタボリックシンドローム判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴及び自覚症状・他覚症状の有無

※1 脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可。

※2 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、non-HDL コレステロールでも可。

※3 やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖でも可。

※4 受診者が被保険者の場合は省略可。

【ご参考】

【高齢者の医療の確保に関する法律 第 27 条】～抜粋～

- 3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供するように求めることができる。
- 4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第 150 条】～抜粋～

- 2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるとものを提供するように求めることができる。
- 3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。